

改正

平成27年3月16日訓令第2号

平成28年3月22日訓令第4号

木島平村住宅耐震診断事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震に対する建築物の安全性に関する意識の啓発を図るとともに、住宅の所有者が自己の居住する住宅の耐震診断を行うことにより、耐震補強の実施の促進を図り、もって地震による住宅の倒壊等の被害を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 既存木造住宅 次のいずれにも該当するものをいう。

ア 昭和56年5月31日以前に着工された住宅

イ 木造在来工法の住宅

ウ 長屋及び共同住宅以外の個人所有の住宅

(2) 診断士 長野県知事が備える長野県木造住宅耐震診断士登録名簿に登録された者をいう。

(3) 耐震診断 診断士が、長野県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき調査し、既存木造住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。

(4) 総合評点 耐震診断の結果、地震に対する安全性を数値で評価したもので、別表の区分によるものをいう。

(事業内容)

第3条 村長は、既存木造住宅の所有者のうち希望する者に対し、無料で診断士を派遣し、耐震診断を行うものとする。

(業務の委託)

第4条 村長は、前条に規定する事業の全部又は一部を委託することができる。

(診断士の派遣等)

第5条 第3条に規定する耐震診断を希望する者は、別に定める耐震診断申込書(様式第1号。以下「診断申込書」という。)を村長に提出しなければならない。

2 村長は、診断申込書を受理したときは、当該申請の内容を審査のうえ派遣の可否を決定し、申請者に診断士(耐震診断)派遣決定可否通知書(様式第2号)により通知するものとする。

3 村長は、前項の規定による診断士の派遣の可否に変更が生じたと認めるときは、当該通知書の内容を変更することができる。

(耐震診断の中止等)

第6条 前条第2項の規定による診断士の派遣の決定を受けた者(以下「診断対象者」という。)は、事情により耐震診断を中止し、又は延期するときは、速やかに、耐震診断変更等申請書(様式第3号)を村長に提出しなければならない。

(診断士の派遣の取消し)

第7条 村長は、診断対象者が次のいずれかに該当すると認めるときは、診断士の派遣を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正行為により診断士の派遣通知書を受けたことが判明したとき。

(2) その他村長が不相当と認める事由が生じたとき。

(診断費用の支払)

第8条 村長は、前条の規定により派遣を取り消した場合において、当該取消しに係る診断を既に実施しているときは、期限を決めて診断対象者に対し、その診断に要した費用の支払を命ずることができる。

(耐震診断申込者に対する指導)

第9条 村長は、診断対象者に対して、建築物の地震に対する安全性の向上を図ることができるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成27年3月16日訓令第2号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月22日訓令第4号)

この訓令は、公布の日から施行する。

別表 (第2条関係)

総合評点	判定
1.5以上	安全と思われます
1.0以上1.5未満	一応安全と思われます
0.7以上1.0未満	やや危険です
0.7未満	倒壊又は大破壊の危険があります

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第6条関係)